

令和8年度沼田町地域おこし協力隊支援業務委託（商工業支援員） 受託事業者募集要綱

1. 事業の目的と概要

沼田町は、北海道のほぼ中央、空知管内の北西部に位置し、農業を基幹産業として、清流にはホテルが飛び交う自然豊かなまちです。沼田町においても、北海道内の他市町と同様に、少子高齢化による人口減少が進み、店舗の継承者不足や廃業による地元商工会の縮小が増加し、日常生活や様々な活動に支障や停滞が生じてきている状況です。

このため、将来にわたり住み良い、持続可能なまちづくりを進めていくためには、地元商工業の承継や新規の開業を志向する地域外の人材を積極的に受け入れ、商工業の振興による地域や集落の活性化を図る必要があります。この度、地域おこし協力隊事業の委託を受けようとする事業者（以下「受託事業者」という。）を募集することといたしました。商工業支援員を志望する協力隊員の力を借りて町内事業者の皆様が取り組む安心して暮らしやすいまちづくりに向けた新たな展開を期待しております。

2. 委託業務名

令和8年度地域おこし協力隊支援業務委託（商工業支援員）

3. 選定方法

企画提案方式

4. 業務の内容

- (1) 地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）候補者の募集及び選考に関する業務
- (2) 企画提案に基づく隊員活動支援、管理、実績のとりまとめ
- (3) 隊員活動に必要な情報収集・研究・サポート
- (4) 隊員が地域に定住するためのサポート
- (5) 隊員の日常生活に関する助言や相談
- (6) その他隊員の円滑な地域協力活動のために必要な事項

5. 応募資格要件

- (1) ※町内で2年以上事業活動をしている法人且つ沼田町商工会員であること。また、町内に本店を有し、※代表者が町内に住所を有しており、町民税の申告義務があり町税を滞納していない事業者であること。但し、※は新規事業提案の要件とする。継続事業はその限りではない。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者でないこと。
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと。
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）

以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと。

6. 応募手続き等に関する事項

(1) 提出書類

- ①企画提案申込書(様式第1号)
- ②応募要件に係る宣誓書(様式第2号)
- ③活動支援事業等提案書(様式第3号)
- ④提案事業費内訳書(様式第4号)
- ⑤定款、規約、会則又はこれらに類する書類(事業内容・役員名簿・貸借対照表・損益計算書等)
- ⑥団体の概要が分かる書類
- ⑦納税証明書(道税・消費税等)
- ⑧法定保険加入状況一覧表
- ⑨チェックシート(様式第5号)
- ⑩その他参考資料(任意、様式自由)

(※提出書類の様式については、沼田町ホームページからダウンロードできます。)

(2) 提出方法等

- ①提出部数 (1)の書類①～⑩をまとめて1部
- ②提出方法 持参・郵送等及びメール
- ③提出期間 令和8年3月17日(火)～3月24日(火)(4月1日からの任用の場合)
- ④提出場所 沼田町産業創出課 商工観光グループ

※今回の受託事業者募集によって提出のあった数が募集の枠に満たない場合は、
随時募集を受け付けることとします。

(3) 提出の条件

- ①企画の提案は、1者につき1案に限らせていただきます。
- ②企画に係る書類の規格は、A4判又はA3判の折り込みとします。
- ③提出された企画書類は返却いたしませんので、原本は申請者ご自身で保管してください。
また、提出後の修正は認めません。
- ④提出期限までに提出されなかった企画提案は、いかなる理由があっても選定されませんので、
予めご了承ください。
- ⑤企画提案に係る書類は、受託者選定作業等必要な範囲において、複製することがあります。
- ⑥採用された企画提案に係る書類の使用権は、沼田町に帰属します。
- ⑦企画に係る書類作成及び提出に関する経費は、企画提案者の負担とします。
- ⑧作成された資料等の著作権及び著作権は、沼田町に帰属します。
- ⑨選定した提案内容については、行政機関が取得した文書について開示請求があった場合は、
当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合
があります。

⑩使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

7. 選考及び契約の締結

(1) 審査・選考の方法

選考会を開催し、審査の結果、最も優れているとされた企画提案書を提出した者を契約の相手方の候補者として決定します。企画提案のプレゼンテーションは実施しません。なお、審査に際し、内容等で確認を要する事項がある場合には、企画内容について問い合わせさせていただくことがあります。

(2) 選考結果

選考結果は、企画提案者全員に対して書面により通知します。

なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けません。

8. 契約に関する事項

(1) 地域おこし協力隊員の取扱

受託事業者は、隊員と雇用契約を締結し、隊員は受託事業所に属する従業員として、仕様書及び提案書等に則した活動に従事します。なお、隊員として雇用契約を締結できる者は、「地域おこし協力隊推進要綱（平成21年総行応第38号）」で定める対象に限ります。

また、新規の受入隊員数は、当該年度において1事業者につき1名とします。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 本町との関係性

受託事業者と沼田町は、委託契約を締結します。契約内容は本町と協議のうえ、仕様書及び活動支援事業提案書等に基づき決定します。

なお、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがあります。

(4) 財政支援

1隊員あたり金5,500,000円/年（消費税含む。）を上限とします。受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとします。

なお、本事業の対象外となる経費については、契約金額には含まれず、沼田町は、契約金額以外の費用を負担しません。

(5) 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和9年3月31日

(6) 委託料の支払い

本委託業務は、仕様書に基づき業務の全部又は一部を完了した時は、発注者の検査及び点検を受け適当と認められた場合において、事業者の請求に基づき支出します。また、委託契約額を契約月数で除した額を上限に月割で支出することが出来るものとします。

委託期間終了後、発注者の検査及び点検を実施した上で委託料を確定し、精算を行うものとします。

(7) 禁止事項

- ①既に雇用している従業員については、何らかの手続きによって隊員の要件に合致させても、本事業の対象とすることはできません。
- ②自社内の中であっても、隊員を他の店舗や事業所への出向や転属、それに類する配置換えをすることはできません。
- ③隊員の基本的な活動場所は沼田町内を想定しているため、月の大半を町外に拠点を置く等、実質的に沼田町に居住していないと見受けられるような運用はできません。
- ④町外への5日以上の研修については年度内に1回までとし、道内7日、道外（海外を除く。）14日までとします。

(8) その他

- ①本事業は、委託事業が属する年度の一般会計予算の成立を前提としており、本事業に関する予算の状況によっては、契約を締結しないことや内容等に変更が生じることがあります。
- ②財政支援額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源に支援するものであり、国の同要綱の改正が行われた場合は、財政支援額に変更が生じることがあります。
- ③隊員の活動期間は、最長3年間とします。それ以降の財政支援は行いません。本委託契約の期間は単年度ごととなりますが、隊員の任期に応じて翌年度に再委託することができるものとします。なお、従前より隊員として活動している者を雇用する場合は、従前の活動期間を合算した期間を活動期間とします。
- ④本業務を受託した場合、隊員の卒隊後も継続して雇用することとし、不当に解雇しないことについて同意したものとみなします。
- ⑤本業務を受託した場合、その者の雇用や人材育成について、他の補助制度の対象外となります。
- ⑥年度末に開催される活動報告会に出席すること。

9. 提出先、問い合わせ先

担 当 課：沼田町産業創出課

住 所：雨竜郡沼田町南一条3丁目6番53号

電話番号：0164-35-2155

FAX番号：0164-35-2393

Eメールアドレス：sangyou@town.numata.lg.jp